

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 8

処 分 名	駐車料金の還付	
処 分 の 概 要	自転車等駐車場の定期利用料金を還付する。	
根 拠 法 令 名	松山市自転車等の駐車対策に関する条例(平成7年条例第15号)	
条 項	第21条第4項	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標準処理期間	計	20日
判断基準	<p>松山市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則第24条を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市自転車等の駐車対策に関する条例</p> <p>第21条第4項 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>松山市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則</p> <p>第24条 市長は、次の各号に掲げる場合には既納の駐車料金のうち当該各号に定める額に相当する額の駐車料金を定期利用者に還付することができる。</p> <p>(1) 定期利用者が利用期間の初日の前日までに定期利用の中止を申し出た場合 全額</p> <p>(2) 第22条の規定により定期利用者が利用期間中に定期利用の中止を申請した場合 既納の駐車料金から経過月数(1月未満の端数は1月に切り上げる。)に当該車種に係る1か月定期の駐車料金を乗じた額を減じて得た額</p> <p>(3) 条例第20条の規定により有料自転車等駐車場の供用を休止した場合(1月1日を除く。) 既納の駐車料金の額を定期利用に係る当該利用期間の日数(1月を30日として算定する。)で除した額(1円未満の端数があるときは、切り捨てる。)に供用を休止した日数を乗じて得た額</p> <p>2 前項第3号の規定による還付を受けようとする者は、駐車料金還付申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

